

① 法令に基づく手続

○関係法令の許可申請等

- ・必要となる法令上の手続への対応(河川法、盛土規制法等に係る許可申請等)

○静岡県環境影響評価条例に基づく「事後調査報告書」の提出

- ・JR東海は、専門部会での対話結果を踏まえた「事後調査報告書」を、リニア中央新幹線の本体工事着手前までに県に提出(県による受領後、公表・意見照会)

○静岡県自然環境保全条例に基づく「自然環境保全協定」の締結

- ・JR東海と県が、本体工事に係る協定(専門部会で対話した環境保全措置を盛り込んだもの)を締結

② 地域住民・関係者への説明

○地域住民への説明

- ・これまでの対話結果を踏まえ、**本体工事着工後に講ずるべき自然環境保全措置の内容等を地域住民に説明**

〔 5/26(火)から6/20(土)にかけて、JR東海が説明会(オープンハウス形式)を順次開催。
大井川流域8市2町及び静岡市で各2回、計22回開催。また、**説明会には静岡県も同席。** 〕

○関係者への報告

- ・専門部会での対話結果について、大井川流域市町等(本日)や静岡県中央新幹線環境保全連絡会議等に報告